

事 務 連 絡

平成 23 年 11 月 9 日

各都道府県建設業協会
専務理事・事務局長 殿

社団法人 全国建設業協会 事業部

地域維持事業の実施に要する経費における適切な費用計上について

拝啓 平素は本会の活動に対しまして格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、本年 8 月 9 日に「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」の一部変更が閣議決定されたことを受けて、国土交通大臣、総務大臣の連名により都道府県及び政令指定都市に対して、8 月 25 日付の通知文書「公共工事の入札及び契約の適正化の推進について」により同指針に従い入札・契約の適正化に必要な措置を講じるよう要請したところです。

同通知文書において「緊急に措置に努める事項」として「地域維持事業に係る経費の積算において、事業の実施に要する経費を適切に費用計上すること」が挙げられています。しかしながら、一部の発注者では除雪事業において作業員の待機費用が支払われていないといった実態があったことから、実際に要する経費を適切に積算に盛り込む措置を講じるよう、国土交通省から都道府県及び政令指定都市に要請文を発出した旨の通知が本会宛にありました。

つきましては、貴協会において必要に応じ適宜お役立て頂きますようお願いいたします。

敬具

【別添】

別 添：地域維持事業の実施に要する経費における適切な費用計上について

参考 1：公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針

参考 2：公共工事の入札及び契約の適正化の推進について

(担当) 事業部事業企画課 小林 電話:03-3551-9396 FAX:03-3555-3218
